社会福祉法人息吹 役員等の報酬並びに費用弁償に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人息吹(以下「法人」という。)の定款並びに評議員選任・解任委員会運営細則(以下「細則」という。)の規定に基づき、役員及び評議員並びに評議員選任・解任委員(以下「役員等」という。)の報酬並びに費用弁償に関し必要な事項を定める。

(報酬の支給)

- 第2条 役員(理事及び監事)の報酬は、定款第22条の規定に基づき無報酬とする。
- 2 評議員の報酬は、定款第8条の規定に基づき無報酬とする。
- 3 評議員選任・解任委員の報酬は、細則第5条第1項の規定に基づき無報酬とする。 (費用弁償)
- 第3条 法人は、役員等がその職務の執行に当たって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、又前払いを要するものについては、前もって支払うことができるものとする。
- 2 箕面市外に在住し、かつ箕面市外に在勤する役員等が、法人の会議出席に際して公共 交通機関利用に伴う交通費を要した場合は、交通費を支給する。ただし、交通費の額は 事前に法人が当該役員等と協議した額とする。

(交通費の支給日)

第4条 前条の交通費は、当該会議出席の際に支給する。

(改廃)

第5条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て理事長が定める。

(補足)

第6条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が評議員会の承認を経て、別に定めるものとする。

附則

1 この規程は、平成29年6月12日から施行する。